JRA GL-14：2010
冷凍空調機器の
冷媒漏えい防止ガイドライン

ガイドラインに規定された，4.4 漏えい点検記録簿について、以下の様な考えでガイドラインの改正作業を進めています。改正手続きに所定の期限を要する為，まずは以下の文章に沿った運用をお願いします（赤字が修正文案）。

（改正に至る説明）
- 漏えい点検記録簿を記入する者は、漏えい点検資格者であり、この資格者は資格者講習に合格したものとなる。
- 資格者講習においては、CD-ROMで漏えい点検記録簿のエクセルフォーマットを配布している。
- また、漏えい点検記録簿は，日設連および日冷工のホームページで掲載されている。
- このことにより、機器製造事業者が、機器に漏えい点検記録簿を同梱する必要性は低いと思い、GL-14の改正を行うことを考える。
- なお、漏えい点検記録簿管理責任は所有者にあることは、前述の4.3 項b)で取扱説明書に明記することとなっている。

4.4 漏えい点検記録簿

業務用冷凍空調機器は，次に示す事項により，漏えい点検記録簿の発行，取り扱いを行う。

4.4.1 発行

漏えい点検記録簿は，7.2 のa)に規定する漏えい点検資格者が，漏えい点検資格者講習会受講時に配布される電子データ，または日冷工・日設連等関連団体がホームページ掲載等により配布される電子データを利用し，発行する。また，製造者（日本国外で生産された冷凍空調機器にあっては輸入者）が，漏えい点検記録簿又は漏えい点検記録簿を例示する書類を発行し，製品に添付等を行うことが望ましい。

4.4.2 記載事項

漏えい点検記録簿は，次に示す事項を時系列に沿って連続的に記録できるものとする。また，漏えい点検記録簿の例を表1 に示す。

a) 設置確認記録（機器の型式，製造年月，機器番号，冷媒の種類，初期充てん量[工場充てん量＋現地追加充てん量]，気密試験結果，所有者（代行者），設置日時，設置作業責任者）。

b) 冷媒の漏えい点検を行った場合，次に示す事項。

1) 作業者の名前，所属，住所，連絡先（電話など）。

2) 目視，間接法，直接法による漏えい点検結果。

c) 冷媒の漏えいが発見された場合，次に示す事項。

1) 漏えい箇所

2) 処置方法

3) 冷媒回収・追加量

表1－漏えい点検記録簿（例）

様式1　冷媒漏えい点検記録簿（汎用版）　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

管理番号	

施設所有者				
施設名称			系統名	
施設所在地			電話	
運転管理責任者			電話	
点検事業者	会社名		責任者	
	所在地		電話	
使用冷媒		初期充填量(kg)		点検周期　基準　　実績(月)

設備製造者				
設置年月日	西暦　　年　　月　　日			
使用機器	型式		製品区分	
	製番		設置方式	
	用途		検知装置	
冷媒量(kg)	合計充填量	合計回収量	合計排出量	排出係数（%）

作業年月日	点検理由	充填量(kg)	回収量(kg)	監視・検知手段(最終)	センサー型式	センサー感度	点検者名	資格者証No.	ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.	確認者

注記　漏えい点検記録簿については，日設連ガイドラインによる。

4.4.3 保管

漏えい点検記録簿は，冷凍空調機器の所有者が保管する。